平成２２年（フ）第８８号
滋賀県近江八幡市田中江町614番地１　Ｄ―205号、前住所滋賀県草津市追分町1171番地29
債務者　新川　泰彦
1　決定年月日時　平成22年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第３６３号
神戸市兵庫区大開通８丁目２番１―1309号
債務者　中村　絹代
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４２４号
神戸市東灘区深江本町２丁目９番３号
債務者　川栄　敏夫
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４７２号
神戸市北区淡河町野瀬450番地の１
債務者　前西　睦郎
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４８７号
神戸市灘区新在家南町３丁目２番56号カルムイン灘212号室、従前の住所大阪市中央区安堂寺町２丁目６番26号
債務者　善積　大輔
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５０１号
神戸市須磨区若木町３丁目７番41号　ガーデン須磨103号
債務者　森本　察子
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６９号
兵庫県伊丹市中央五丁目３番26―903号
債務者　たこやき福家こと　山脇　千文（旧姓原）
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１６９号
兵庫県川西市南花屋敷４丁目４―12―106号室、住民票上の住所兵庫県川西市清和台東１丁目５番地の49
債務者　清山　時行
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第３５号
広島県三原市東町３丁目16番３号
債務者　小迫志夫里
1　決定年月日時　平成22年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第５２号
広島県尾道市正徳町１番10号
債務者　王野　千鶴（旧姓中森）
1　決定年月日時　平成22年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第２０４号
愛媛県東温市下林甲1075番地
債務者　元角　美香
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで　松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２２号
福岡県筑後市大字尾島708番地１　カルムＡ棟202
債務者　板橋　　彰
1　決定年月日時　平成22年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで　福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第２３号
福岡県筑後市大字西牟田6060番地１　レオパレス筑後北206号
債務者　田中真由美（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成22年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで　福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第１５３号
宮崎市学園木花台桜２丁目32番地13
債務者　安藤　明美
1　決定年月日時　平成22年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１６１号
宮崎市橘通西２丁目２番14号　ＡＳＴＥＥＱ802号
債務者　立花富美子
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１３２号
石川県加賀市山代温泉35の２番地の１、住民票上の住所石川県加賀市山代温泉19の83番地の１
債務者　西谷　弘志
1　決定年月日時　平成22年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで　金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第３４号
石川県能美市和気町井36番地６
債務者　牧野　　洋
1　決定年月日時　平成22年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで　金沢地方裁判所小松支部